# 施工技術検定規則 （昭和三十五年建設省令第十七号）

#### 第一条（試験の科目及び基準）

一級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第一に、二級の第一次検定及び第二次検定の科目及び基準は別表第二に定めるとおりとする。

##### ２

建設業法施行令（以下「令」という。）第三十四条第三項の規定により国土交通大臣が種別を定めた場合における第一次検定及び第二次検定の科目は、別表第二に定める科目のうちから国土交通大臣が種別ごとに指定するものとする。

#### 第二条（令第三十六条の学科）

令第三十六条第一項第一号及び第二号並びに令第三十七条第二項第一号イ（１）及び（２）並びに第二号イ（１）の国土交通省令で定める学科は、次の表の上欄に掲げる検定種目に応じて、同表の下欄に掲げる学科とする。

#### 第三条（検定の公告）

技術検定の実施期日、実施場所その他の技術検定の実施に関し必要な事項は、国土交通大臣があらかじめ官報で公告する。

#### 第四条（第一次検定の受検申請）

第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。）に提出しなければならない。

* 一  
  令第三十六条第一項第一号又は第二号に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）
* 二  
  実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）
* 三  
  受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格したことを証する書面
* 四  
  国土交通大臣が令第三十六条第一項第四号の規定による認定をするために必要な資料となるべき書類
* 五  
  国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面
* 六  
  申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

##### ２

国土交通大臣は、第一次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

#### 第四条の二（第二次検定の受検申請）

第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類（受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者（同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。）にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類）を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号ロ若しくは第二号ロに該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ（１）若しくは（２）又は第二号イ（１）に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ（３）若しくは（４）又は第二号イ（２）に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。）に提出しなければならない。

* 一  
  受検しようとする第二次検定と級及び種目を同じくする第一次検定に合格したことを証する書面
* 二  
  実務経験を証する様式第二号による使用者の証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）
* 三  
  国土交通大臣が令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号ロ若しくは第二号ロの規定による認定をするために必要な資料となるべき書類
* 四  
  令第三十七条第二項第一号イ（１）若しくは（２）又は第二号イ（１）に規定する学校を卒業したこと及びこれらの規定に規定する学科を修めたことを証する証明書（その証明書を得ることができない正当な理由があるときは、これに代わる適当な書類）
* 五  
  国土交通大臣が令第三十八条の規定によつて指定する精神上及び身体上の欠陥がないことを証するに足りる書面
* 六  
  申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真２  
    
    
  国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

##### ２

国土交通大臣は、第二次検定を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、同法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はそれに代わる書面を提出させることができる。

#### 第五条（検定の免除の申請）

令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けようとする者は様式第三号による技術検定全部免除申請書に、同条の規定により第一次検定又は第二次検定の一部の免除を受けようとする者は様式第四号による技術検定一部免除申請書に、それぞれ当該免除を受ける資格を有することを証明する書類を添付して、これを技術検定受検申請書とともに国土交通大臣（第一次検定又は第二次検定の全部又は一部を受けようとする者からの技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

#### 第六条（受検票の交付）

国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、技術検定受検申請書及びその添付書類（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、これらの書類並びに技術検定全部免除申請書又は技術検定一部免除申請書及びその添付書類）を審査し、受検資格（令第三十九条に規定する検定の免除の申請があつた場合においては、受検資格及び検定の免除を受ける資格）があると認めた者に様式第五号による受検票を交付するものとする。  
ただし、令第三十九条の規定により第一次検定又は第二次検定の全部の免除を受けて技術検定を受けようとする者については、受検票を交付することを要しない。

#### 第七条（検定の合格の通知）

国土交通大臣又は指定試験機関は、第一次検定又は第二次検定に合格した者に、書面でその旨を通知するものとする。

#### 第八条（合格者の公告）

技術検定に合格した者は、国土交通大臣（合格者の公告に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）が官報で公告する。

#### 第八条の二（合格証明書の交付）

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七条第五項の規定により合格証明書の交付を受けようとする者は、様式第五号の二による合格証明書交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第九条（合格証明書の様式）

合格証明書の様式は、様式第六号によるものとする。

#### 第十条（合格証明書の書換え申請）

合格証明書の交付を受けた者は、本籍又は氏名を変更したときは、合格証明書の書換えを申請することができる。

##### ２

前項の申請をしようとする者は、様式第七号による技術検定合格証明書書換申請書に合格証明書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付して、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

##### ３

国土交通大臣は、第一項の申請をしようとする者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の九の規定によるその提供を受けることができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

#### 第十一条（合格証明書の再交付申請）

法第二十七条第六項の規定により合格証明書の再交付を申請しようとする者は、様式第八号による技術検定合格証明書再交付申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第十二条（権限の委任）

この省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、第八条の二に規定する合格証明書の交付を受けようとする者、第十条第二項に規定する申請をしようとする者又は第十一条に規定する合格証明書の再交付を申請しようとする者の住所地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

* 一  
  第八条の二の規定による合格証明書の交付の申請を受理すること。
* 二  
  第十条第二項の規定による合格証明書の書換えの申請を受理すること。
* 三  
  第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請を受理すること。

# 附　則

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和三六年五月二〇日建設省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四四年九月二日建設省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四五年五月七日建設省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四七年七月一二日建設省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四八年四月一〇日建設省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五〇年七月九日建設省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五六年三月二日建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五八年八月三一日建設省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和五九年八月二七日建設省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六二年一一月一九日建設省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和六三年六月六日建設省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年六月一八日建設省令第二七号）

##### １

この省令は、平成十年七月一日から施行する。

# 附則（平成一二年一一月二〇日建設省令第四一号）

##### １

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一四年八月二日国土交通省令第九三号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。

# 附則（平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一七年六月一七日国土交通省令第六八号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の施工技術検定規則第一条、第二条及び第四条の規定は、平成十八年において行われる技術検定から適用するものとし、平成十七年において行われる技術検定については、なお従前の例による。

# 附則（平成二〇年二月一日国土交通省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年七月七日国土交通省令第四五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第二条中施工技術検定規則第四条第一項第五号の改正規定は、平成二十一年八月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に交付した改正前の施工技術検定規則別記様式第六号による合格証明書は、改正後の施工技術検定規則（以下「新規則」という。）別記様式第六号による合格証明書とみなす。

##### ３

この省令の施行前に建設業法第二十七条第三項の規定により合格証明書の交付を受けていた者から新規則第十条第二項の規定による合格証明書の書換え又は新規則第十一条の規定による合格証明書の再交付の申請があった場合に交付する合格証明書の様式については、新規則別記様式第六号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

# 附則（平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

#### 第六条（施工技術検定規則の一部改正に伴う経過措置）

当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の施工技術検定規則第四条第二項及び第十条第三項の規定の適用については、同令第四条第二項中「のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものについて」とあるのは「について」と、同令第十条第三項中「のうち住民票コード以外のものについて」とあるのは「について」とする。

# 附則（平成二八年一月二二日国土交通省令第三号）

この省令は、建設業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二九年一一月一〇日国土交通省令第六七号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令による改正後の施工技術検定規則第二条の表建設機械施工、建築施工管理、電気工事施工管理及び管工事施工管理の項、第四条第三項、別表第一の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項並びに別表第二の土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理及び造園施工管理の項の規定は、平成三十年度において行われる技術検定から適用するものとし、平成二十九年度において行われる技術検定については、なお従前の例による。

# 附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和二年八月二八日国土交通省令第六九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和二年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（令和二年八月三一日国土交通省令第七〇号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和三年四月一日。次条において「一部施行日」という。）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

第一次検定又は第二次検定を受けようとする者は、一部施行日前においても、第二条による改正後の施工技術検定規則（以下「新施工技術検定規則」という。）第四条第一項又は第四条の二第一項の規定の例により、その申請を行うことができる。  
この場合において、国土交通大臣（技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、新施工技術検定規則第四条第二項若しくは第四条の二第二項の規定の例により、書面の提出を求めることができる。

##### ２

第一次検定又は第二次検定の全部又は一部の免除を受けようとする者は、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第五条の規定の例により、その申請を行うことができる。

##### ３

国土交通大臣（受検票の交付に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関）は、前二項の規定による申請があつた場合には、一部施行日前においても、新施工技術検定規則第六条の規定の例により、受検票の交付をすることができる。